

松川町 産後ケア事業のご案内

出産をされたお母さんと赤ちゃんの新しく始まる生活のサポートが受けられる産後ケア事業を実施しています。心身の不調や育児不安を解消するために、様々なサービスが受けられます。お気軽にご利用ください。

産 後 ケ ア 事 業																				
対象者	産後 1 年未満の産婦とその新生児及び乳児																			
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊型 【利用可能期間：6泊7日まで】 病院、助産所に宿泊し心身のケア・休息・育児サポートを受けられます。 ・日帰り型 【利用可能回数：7回まで】 日中、病院や助産所で育児相談やサポートを受けられます。 ・訪問型 【利用可能回数：10回まで】 ご自宅にお伺いし相談をお受けします。※託児は行えません。 																			
	利用者負担額																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>宿泊型 (1日)</th> <th>多胎児加算 (1児1日)</th> <th>日帰り型 (1回)</th> <th>訪問型 (1回)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税世帯</td> <td>3,750円</td> <td>1,000円</td> <td>2,500円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>非課税世帯</td> <td>1,250円</td> <td>500円</td> <td>1,000円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td colspan="4">0円</td> </tr> </tbody> </table>		宿泊型 (1日)	多胎児加算 (1児1日)	日帰り型 (1回)	訪問型 (1回)	課税世帯	3,750円	1,000円	2,500円	1,000円	非課税世帯	1,250円	500円	1,000円	500円	生活保護世帯	0円		
	宿泊型 (1日)	多胎児加算 (1児1日)	日帰り型 (1回)	訪問型 (1回)																
課税世帯	3,750円	1,000円	2,500円	1,000円																
非課税世帯	1,250円	500円	1,000円	500円																
生活保護世帯	0円																			

※宿泊型の料金の数え方：1泊2日の場合2日とみなします。

【例】 課税世帯の方が1泊2日利用した場合 3,750円×2日=7,500円

※多胎児加算は、宿泊型利用時のみ加算されます。

【例】 課税世帯多胎児 1泊2日利用の場合：

$(3,750円 \times 2日) + (1,000円 \times 2児 \times 2日) = 11,500円$

※食事代、オプションサービス、文書料等の追加料金は自己負担になります。

◎利用機関

機関名	住 所	電話番号
飯田市立病院	飯田市八幡町 348 番地	0265-21-1255
駒ヶ根レディースクリニック	駒ヶ根市赤穂 759-195	0265-82-1010

◎利用可能内容

機関名	宿泊型	日帰り型	訪問型
飯田市立病院	○	×	×
駒ヶ根レディースクリニック	○	○	×

裏面もご確認ください

里帰り出産等で表面以外の機関を利用したい方へ

表面以外の医療機関等で産後ケア事業の利用を希望される方に、産後ケア事業の費用の償還払いを実施しています。

表面以外の医療機関等で産後ケア事業を利用される場合					
補助可能日数等 (上限)	・宿泊型	6泊7日まで			
	・日帰り型	7回まで	※左記の期間以上のご利用分は自己負担となります		
	・訪問型	10回まで			
補助上限額 (実際の費用と 比較して少ない 額を補助します)		宿泊型 (1日あたり)	多胎児加算 (1児1日あたり)	日帰り型 (1回あたり)	訪問型 (1回あたり)
	課税世帯	26,250円	4,000円	25,500円	7,000円
	非課税世帯	28,750円	4,500円	27,000円	7,500円
	生活保護世帯	30,000円	5,000円	28,000円	8,000円

<償還払い申請までの流れ>

①「松川町産後ケア事業利用申請書」に必要事項を記入し、役場 保健福祉課(5番窓口)へ提出する(郵送可)

※産後ケア利用前に申請書の提出が不可能な方は、保健福祉課へ下記について連絡をお願いします

・委託外の医療機関等で産後ケアを利用すること ・利用する医療機関、助産所等

②産後ケア実施機関に、「実施依頼書」を提出して産後ケアを利用する

※役場から産後ケア実施医療機関に直接郵送することも可能です

③「松川町産後ケア費用補助金交付申請書兼請求書」に必要事項を記入し、産後ケアを利用した日の翌日から起算して6ヶ月以内に申請する(郵送可)

《添付書類》

・領収書の写し(利用した日数、金額が分かるもの)

・松川町産後ケア事業実施結果報告書

(医療機関で記入してもらい申請書に添付するか、医療機関から役場へ直接郵送してもらってください)

【お問い合わせ・申請書送付先】

〒399-3303 長野県下伊那郡松川町元大島 3823

松川町役場 保健福祉課 子育て家庭センター係

(保健予防係) 保健師